

平成 28 年度第 3 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成 29 年 2 月 7 日（火） 10 時 00 分～11 時 50 分
- 2 開催場所 青森市総合福祉センター2階 集会室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、佐藤秀樹委員、大村育子委員、坂本浩司委員、清水和秀委員、町田徳子委員、新井山毅委員
《計 7 名》
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 健康福祉部長 能代谷潤治、健康福祉部次長 舘山新、
子どもしあわせ課長 成田光義、子育て支援課長 鹿内利行、
子どもしあわせ課副参事 高坂道子、子育て支援課副参事 泉澤豊、
子どもしあわせ課主幹 山崎真治、子育て支援課主幹 川村拓、
子育て支援課主幹 駒ヶ嶺祐、子どもしあわせ課主査 小山内孝育、
子育て支援課主事 石岡洸希
《計 11 名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 「青森市子ども総合プラン」の目標値の設定について
 - (2) 幼保連携型認定こども園の設置の認可について
 - 4 閉会
- 7 議事概要
 - (1) 「青森市子ども総合プラン」の目標値の設定について〔資料 1 参照〕
事務局から説明があった。

意見・質疑応答

○委員

「子どもの権利が保障される環境づくり」について、目標値を達成するためのアクションプランのようなものを作成するのか。

「健やかで心豊かな育ちへの支援」について、老朽化した児童館の整備等のハード面だけでなく、放課後子ども教室や放課後児童会を利用したソフト面での工夫が必要だと思う。毎年0.1ポイント増加させるという目標値の設定は低いのではないか。

○事務局

新たなアクションプランの作成は予定していないが、子どもの権利に関する出前講座を学校等と協力していくほか、子どもの権利相談センターのカードを新しくする等、知恵を出し合って普及啓発活動を行っていききたい。

目標値の指標は、市民意識調査からの数値であり、市民意識調査は子どもやその保護者だけでなく高齢者等も含めた幅広い世代を調査対象としているため、なかなか数値が上がりづらいところがあるので、毎年0.1ポイント増加という目標値の設定としている。施策の実施に当たっては、ソフト面での取組を含めて検討したい。

○委員

目標値は、確実に達成できるように設定されるものなのか、それとも、努力目標としての数値で設定されるものなのか。

○事務局

「子どもの活動拠点に関する満足度」の目標値については、市総合計画後期基本計画においても目標値として設定しているものである。なるべく現実的な数値で、目標値を設定している。

○委員

「子どもの活動拠点に関する満足度」の目標値を12.2%としているが、逆読みすると、約9割の市民があまり満足していないことになるので、やはり、これまで以上の啓発活動が必要であると考えます。そのためにも、アクションプランのようなものが必要だと感じる。

○委員

目標値を小数点第一位まで設定する必要があるのか疑問を感じる。0.5%刻みくらいでもよいのではないか。

満足度が11.8%から12.2%に上がったとしても、市民からするとあまり変わらないのではないか。

○委員

「子どもの活動拠点に対する満足度」の市民意識調査の対象者は、子どもを持つ世帯だけでなく、すべての市民なのか。

○事務局

市民意識調査の対象者は、市内に在住する16歳以上の男女3,000人で、有効回答数は1,898人、内訳は、16歳から49歳の方が650人、50歳以上の方が1,225人である（年齢無回答者有り）。

抽出方法は、性別、年齢層及び居住地区の全体に占める割合に応じて標本数を配分した上で、区分ごとに住民基本台帳から無作為抽出している。

○委員

市民意識調査は幅広い年齢層に対して行うものだが、これとは別に、子ども自身に対しての調査を行ってもいいと思う。

○委員

目標値を上げるという意味でも、子どもを持ちたい世帯や引っ越して来たいという方のためにも、子どもの権利に関する啓発活動が今まで以上に必要になると思う。

○委員

『子どもの権利条例』に対する市民の認知度の目標値について、過去の実績から比例配分してそのまま算出したというのは、少し消極的な気がする。

○委員

「子どもの活動拠点に対する満足度」について、毎年0.1ポイントずつ増加しただけで市民が納得するのか、少し疑問を感じる。

○委員

市民意識調査の対象者が50歳以上の市民の割合が多くなると、満足度を上げることは難しいかと思う。現役で子育てしている方に絞って、満足度を確かめることも必要だと思う。

○事務局

目標とする指標に市民意識調査の数値を使用することについて、子ども総合プランは分野別計画であるため、目標値の設定に当たっては毎年行っているものを使用することがある。市民意識調査の対象者は無作為抽出であるため、御指摘のとおり、数値を上げることは難しい部分がある。

『子どもの権利条例』に対する市民の認知度に関して、子ども総合プラン策定の際に児童生徒やその保護者にアンケートをとったのだが、その結果、子どもの権利相談セン

ターや子どもの権利条例の認知度は、ある程度知っているのは約3割、名前だけは知っているのは6、7割という結果であった。アクションプランは作成していないが、認知度を上げるため、具体的な事業の中で普及啓発活動を行っているところである。

「子どもの活動拠点に対する満足度」については、市の総合計画で使用している数値をここでもそのまま使用することになるため、指標そのものは動かさないことになる。

○委員

子ども総合プランの主役は大人ではなく子どもなので、市民意識調査とは別に、例えば子ども会議の場で、実際に子どもからの意見を聞けばいいと思う。

○委員

学校教育で子どもの権利に関する学習を行っており、条例の中にも権利に関する学習の機会を促しているなので、子どもにアンケートを取れば確実に数値は上がってくると思う。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置の認可について

※青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条に規定する非開示情報を含む内容について審議等を行うため非公開。

事務局から説明があった。

審議

児童福祉専門分科会として、幼保連携型認定こども園の設置の認可を申請した4施設すべてについて、認可相応と判断した。